

Ⅱ 申告書の記載例等

1 申告書の書きかた

(1) 国税庁ホームページを利用した贈与税の申告書作成のしかた

ご自宅のパソコンで 贈与税の申告書が作成できます!

贈与税の申告書作成コーナーで申告書を作成するには・・・

ここでは、贈与税の申告書作成コーナーの利用を開始するまでの画面の流れについて説明します。

STEP 1

国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】から「確定申告書等作成コーナー」をクリック

国税庁ホームページのトップ画面の「確定申告書等作成コーナー」をクリックします。

▶ 確定申告書等作成コーナー



※この画面は、平成25年10月現在のものです。

STEP 2

「確定申告書等作成コーナー」ボタンをクリック

「所得税(確定申告書等作成コーナー)」画面の「確定申告書等作成コーナー」をクリックします。

STEP 3

「⇒ 申告書 作成開始」ボタンをクリック

「作成コーナー(トップ画面)」の「申告書作成開始」ボタンをクリックします。



※この画面は、実際の画面とは異なる場合があります。

STEP 4

提出方法を選択

「税務署への提出方法の選択」画面で、税務署へ申告書等を提出する際の提出方法を選択します。

画面の案内に従い、ご利用のパソコンの環境確認等を行います。
e-Taxをご利用になる場合の準備等については16ページをご覧ください。

STEP 5

「⇒ 贈与税の申告書を作成」ボタンをクリック

「作成する申告書等の選択・作成開始」画面の「贈与税の申告書を作成」ボタンをクリックします。

ここに注意！！

- ① 申告内容により、贈与税の申告書作成コーナーでは贈与税の申告書を作成することができない場合があります。詳しくは、「贈与税の申告書作成コーナー」の「ご利用になれない方」をご覧ください。
- ② 贈与を受けた財産の種類によっては、申告書の作成を開始する前に、その財産の評価等を行う必要があります。詳しくは、「贈与税の申告書作成コーナー」の「入力に必要な書類」をご覧ください。
※ 贈与を受けた財産が土地で一定の場合に該当するときは「土地等の評価明細書作成コーナー」で評価を行うことができます。「土地等の評価明細書作成コーナー」については16ページをご覧ください。

具体的な申告書の入力はどうのように始めるの？

ここでは、24ページから54ページに記載の事例について、どのような流れで入力を開始するかを説明します。

○ 作成開始 画面



住宅取得等資金の非課税の適用を受けない方はこちら

**贈与税申告書作成開始
(非課税の適用を受けない場合)**

住宅取得等資金の非課税の適用を受けない平成25年分の贈与税申告書の入力を始めます。

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける方はこちら

住宅取得等資金の非課税の適用

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける平成25年分の贈与税申告書の入力を始めます。

1 選択

2 選択

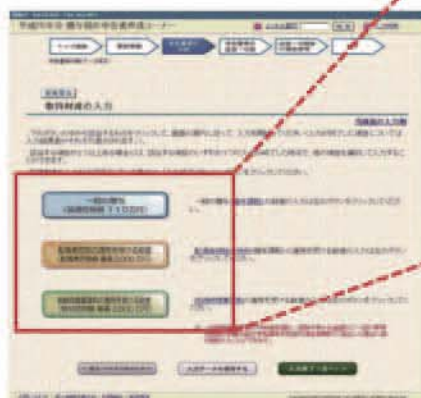
ここに注意！！

贈与を受けた財産について、住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産とそれ以外の財産がある場合には、住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産（②選択）から入力を始めてください。

上記「作成開始 画面」で、①を選択した場合



画面の案内に従い入力



一般の贈与
(基礎控除額 110万円)

一般の贈与
の
入力
を
クリック
し
て
ください。

3 選択

配偶者控除の適用を受ける財産
(配偶者控除額 最高 2,000万円)

配偶者控除
の
入力
を
クリック
し
て
ください。

4 選択

相続時精算課税の適用を受ける財産
(特別控除額 最高 2,500万円)

相続時精算
課税
の
入力
を
クリック
し
て
ください。

5 選択

③ …【事例1・6・7】の入力はここから

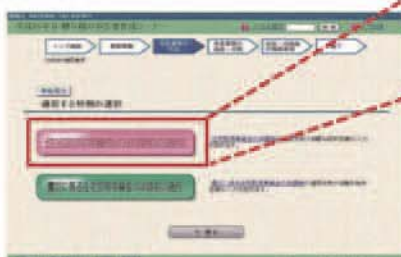
④ …【事例3】の入力はここから

⑤ …【事例2】の入力はここから

上記「作成開始 画面」で、②を選択した場合



画面の案内に従い入力



住宅取得等資金の非課税の適用

6 選択

⑥ …【事例4・5】の入力はここから

贈与税の申告書作成コーナーではどんな書類が作成できるの？

贈与税の申告書作成コーナーでは、次のような書類が作成されます。

- ① 申告書第一表
- ② 申告書第一表の二(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)
- ③ 申告書第一表の三(震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)
- ④ 申告書第二表(相続時精算課税の計算明細書)
- ⑤ 相続時精算課税選択届出書
- ⑥ 配偶者控除の特例チェックシート
- ⑦ 相続時精算課税(一般)チェックシート
- ⑧ 「住宅取得等資金の非課税」のチェックシート・添付書類一覧
- ⑨ 「相続時精算課税選択の特例」のチェックシート・添付書類一覧
- ⑩ 「震災に係る住宅取得等資金の非課税」のチェックシート・添付書類一覧
- ⑪ 贈与税の申告書作成コーナー入力内容確認表(申告書第一表)※
- ⑫ 贈与税の申告書作成コーナー入力内容確認表(申告書第二表)※

※ 贈与税の申告書作成コーナー入力内容確認表(申告書第一表、同第二表)は、提出方法が書面の場合で入力した財産が4件以上の場合に作成されます。

※ 贈与税の申告書をe-Taxで提出(送信)した場合、各種特例を受けるための添付書類は、申告等データを送信した際に出される「贈与税の申告書等送信票(兼送付書)」の「送信(送付)書類等のご案内」欄で確認の上、「贈与税の申告書等送信票(兼送付書)」に添付して税務署に提出(郵送)してください。

贈与税の申告書を作成した後、納税についてはどうするの？

納付に当たっては、現金による納付のほか、ご自宅や事務所のインターネットを利用したe-Taxによる電子納税もご利用いただけます。

税務署からは、申告書の提出後に納付書の送付や納税通知等による納付のお知らせはありません。また、**贈与税については振替納税は利用できませんので、ご注意ください。**

※ 贈与税の申告書作成コーナーでは、e-Taxを利用し、**電子納税の手続きを行うことができます。**
是非、ご利用ください。



贈与税の申告書作成コーナーの入力で困ったときはどうするの？

ここでは、贈与税の申告書作成コーナーの入力で困ったときに、参考となる機能について説明します。

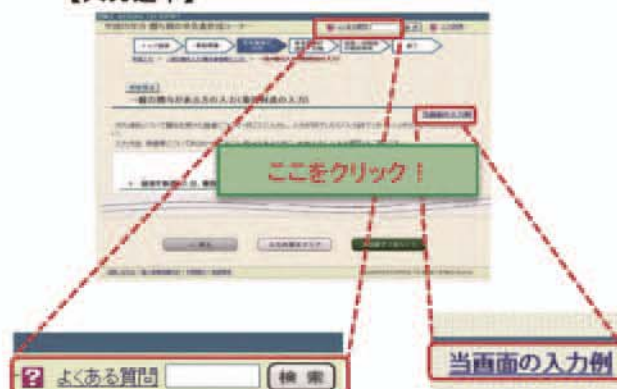
【作成開始前】



- ・ご利用にならない方
- ・作成できる書類
- ・入力に必要な書類
- ・具体的な入力例
- ・データの保存・読み込み
- ・作成後の確認事項

操作に関する具体的な入力例がパターン別に掲載されているので、作成開始前にチェック！

【入力途中】



よくある質問・・・用語などが分からない場合には、単語を入力して「検索」ボタンをクリック！

当画面の入力例・・・表示されている画面の入力例が掲載されているので、入力途中でチェック！

e-Taxを利用するには・・・

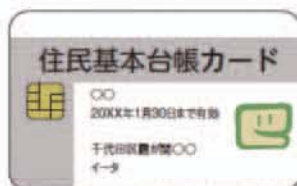


まずは・・・
パソコンで作成
さらに・・・
ネットで申告・納税

「確定申告書等作成コーナー」で贈与税の申告書を作成し、作成が終わったら「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxで提出(送信)ができます。

STEP 1

電子証明書等の準備



電子証明書 (IC カード)

住民票のある市役所等の窓口で、住民基本台帳カードを入手し、「電子証明書発行申請書」等を提出して電子証明書(公的個人認証サービスに基づく電子証明書)の発行を受けてください。
詳しくは、住民票のある市役所等へお尋ねください。

※ 税理士等が税務書類(データ)を作成し、納税者に代わって提出(送信)する場合には、納税者本人の電子署名を省略することができます。

※ 電子証明書の取得には費用がかかります。また、「公的個人認証サービス」の電子証明書の有効期間は3年となっており、有効期限を過ぎた場合には、新たに取得する必要があります。具体的な取得方法及び費用については、発行機関にお尋ねください。

STEP 2

ICカードリーダーライタの購入

公的個人認証サービスに基づく電子証明書は、住民基本台帳カードに格納されていますので、別途、電子証明書に適合したICカードリーダーライタが必要になります。



※ 利用する電子証明書の仕様に合ったものをご確認の上、家電販売店などでお買い求めください。また、ご利用のパソコンの環境に対応していない機種もありますので、事前にご確認ください。

ここに注意！！

e-Taxで提出(送信)するためには利用者識別番号が必要となりますが、既に取得されている場合には、贈与税で改めて取得していただく必要はありません(取得していない場合は、「確定申告書等作成コーナー」で取得することができます。)

土地等の評価明細書作成コーナーとは？

「土地等の評価明細書作成コーナー」は、贈与を受けた土地等の評価を行い、「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」を作成するコーナーです。

このコーナーで評価を行うことができる土地等は、次の(1)から(3)の全てを満たすものに限ります。

- (1) 地目が宅地であること。
- (2) 形状がほぼ長方形(正方形)であること。
- (3) 利用状況が①自用地、②借地権、③底地(借地権が設定されている宅地)及び④貸家建付地(貸家の敷地)のいずれかであること。

(上記の(1)から(3)の全てを満たしていても、ご利用になれない場合があります。詳しくは「土地等の評価明細書作成コーナー」の「ご利用になれない方」をご覧ください。)



※ この画面は、実際の画面とは異なる場合があります。